

令和元年度 第1回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和元年5月28日（火）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所北庁舎 第7会議室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 堀井雅道（国土舘大学） 小林理人（国立市立小中学校校長会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 北村 基（東京都立第五商業高等学校） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 佐藤昌文（市民） 前田 彩（市民）
	事務局	馬橋利行（事業団設立準備担当部長） 畠山雄一郎（児童青少年課児童・青少年係長） 松葉 篤（子ども家庭部長） 野島三可（同 児童・青少年係） 川島慶之（児童青少年課長） <各担当係長> 山本俊彰（子育て支援課長） 関根義矢（子ども家庭支援センター所長） 清水 周（施策推進担当課長） 佐々木宏（中央児童館長）
欠席委員		
議 事	(1) 諮問 (2) 今年度の諮問内容について (3) 子ども・子育て支援事業の概要について (4) 子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリングの結果についての審議 (5) 「国立市子ども総合計画審議会」スケジュール説明	
傍聴人の数	0名	
配付資料	会次第 資料No.1 第二期 国立市子ども子育て支援事業計画の策定にあたって（案） 資料No.2 子ども・子育て支援事業計画 13項目ヒアリングシート 資料No.3 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール 資料No.4 国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書	

【会長】 それでは定刻となりましたので、これより令和元年度第1回の国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

それで最初に会長挨拶ということで、まだ職場でネットニュースで確認しただけなので、詳しいことは把握していないんですが、また川崎市で子どもが犠牲になる通り魔事件が起きたということで、その犯人がどういう状況、どういう人なのかとか、何もまだ情報なんかは私も把握していませんけれども、社会が不安定化して、人々の足元が揺らいできているわけですけど、そうすると、そのゆがみのしわ寄せが子どもに対してどんどん向かっていく、そういう深刻な状況に陥っているなど、ちょっとそんなことを感じていました。

今日はこれから、今年度最初の子どもの総合計画審議会、特に子ども計画を策定していくという、かなり重要な会議ということになります。今回また具体的な資料を事務局よりご提出いただきましたので、国立市の子どもの育ち、子育て支援の向上を目指して、いろいろ忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事務局よりよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、本日の資料についてご説明申し上げます。まず、A4縦の資料として、「第1回国立市子ども総合計画審議会次第」という1枚物があるかと思います。

続きまして、「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって(案)」という、資料No.1と右肩に記載している資料、A4縦のホチキス3枚ペーパーのものがあるかと思います。

続きまして、資料No.2としまして、「子ども・子育て支援事業計画13項目ヒアリングシート」というものが、全部で6種類あるかと思います。6種類について、上のほうに括弧何番、何々事業という形で名称を打っておりますが、1番目が(2)地域子育て支援拠点事業、2番目が(5)養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業、3番目が(6)子育て短期支援事業、4番目が(7)子育て援助活動支援事業、5番目が(8-2)としまして一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)、最後に(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)というものがあるかと思います。

続きまして、資料No.3としまして、A4縦の「『国立市子ども総合計画審議会』の今後のスケジュール」というものがあるかと思います。

また冊子でお配りしているものが幾つかございます。まずは緑色の冊子です。「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書」という厚物の報告書が席上に置かれているかと思います。あと、委員の席上には、「第三次国立市子ども総合計画」の冊子と、「国立市子ども・子育て支援事業計画」の冊子がそれぞれ置かれているかと思います。

過不足等ございませんでしょうか。

説明は以上でございます。

【会長】 それでは、資料に不足しているものがないようでしたら、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

2つ目の諮問に移りたいと思います。永見市長、よろしくお願いいたします。

【市長】 皆さん、こんばんは。残念ですね。天気もこのままやんでくれると、また雨が降るかどうかわからないのですが、足元の悪い中、子ども総合計画審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

子どもたちを取り巻く環境は、先ほど会長からもお話がありましたが、非常に言葉に言い尽くしが

たいような様々なことが起きて、どのように対処していくかということが非常に難しい時代になっていると、つくづく思うところがございます。委員の皆様にはその中にあっても、子どもたちが健やかに育つことができる環境をどうつくるかということで、さまざまご審議をいただくこととなりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日は、これから会長に諮問書をお渡しいたしますが、3点にわたって諮問をさせていただき予定にしております。1点目が、第二期の国立市子ども・子育て支援事業計画の策定について、2点目が、国立市新放課後子ども総合プランの策定について、3点目が、第三次国立市子ども総合計画の中間評価について、この3点についてお願ひすることとなっております。

諮問の理由につきましては、この後次第を読みましたら、私が申し上げるように諮問書には書いてあるんですが、事務局のほうからご説明申し上げるような次第になっておりますので、そちらに譲りまして、私からは会長のほうに諮問書を渡したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

国立市子ども総合計画審議会会長、加藤悦雄様。諮問書、国立市子ども総合計画審議会条例第2条の規定により、下記の件について貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。1、諮問事項。(1)第二期国立市子ども・子育て支援事業計画の策定について。(2)国立市新放課後子ども総合プランの策定について。(3)第三次国立市子ども総合計画の中間評価について。2以下、諮問に書いてございますが、またこれは詳しくやらせていただきますので、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

私はこの後7時半から、駅前で次の会議がありまして、そこに車を待たせておりますので、これで失礼させていただきます。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは次第に従いまして、続いて、事務局側の職員紹介をお願いします。

【施策推進担当課長】 それでは、昨年度と引き続きの職員もおりますが、4月に人事異動等ございまして、変わったメンバーの紹介という形になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

まず、子ども家庭部長がこのたび4月よりかわりました。子ども家庭部長の松葉でございます。

【子ども家庭部長】 皆さんこんばんは。4月1日付で子ども家庭部長を拝命した松葉と申します。昨年度末までは児童青少年課長ということで、この場にご出席させていただきました。隣にいる馬橋の後任ということで、4月1日から子ども家庭部長になります。引き続きよろしくお願ひいたします。

私のほうで職員の紹介を。

【事業団設立準備担当部長】 事業団設立準備担当部長を4月に拝命いたしました馬橋です。これまでもいろいろとお世話になりました。また引き続きよろしくお願ひいたします。事業団といって、主に保育園の入会にかかわるものということで、さらに子育て支援施策について色々進めたいと思っております。9月に事業団は法人を設立いたしております。4月設立する法人ということです。よろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 私の後任が児童青少年課長の川島でございます。

【児童青少年課長】 皆様、こんばんは。児童青少年課長の川島でございます。この4月に松葉の後任で参りました。こちらに来る以前は教育委員会のほうで勤務させていただいておりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 引き続き、子育て支援課長の山本でございます。

【子育て支援課長】 子育て支援課長の山本でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 この審議会を担当しております、施策推進担当課長の清水でございます。

【施策推進担当課長】 清水でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 今日、審議の内容で、ヒアリングといいますか、説明員ということで、2人出席しております。向かって左が子育て支援課の子ども家庭支援センターの所長の関根でございます。

【子ども家庭支援センター所長】 子ども家庭支援センター所長をしております関根です。よろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 そして児童青少年課、中央児童館長の佐々木でございます。

【中央児童館長】 中央児童館長の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 事務局ということで、児童青少年課児童・青少年係長の畠山でございます。

【児童・青少年係長】 児童・青少年係長の畠山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 野島でございます。

【児童・青少年係】 児童・青少年係、野島と申します。本年度もよろしくお願ひいたします。

【施策推進担当課長】 引き続き事務局の補佐という形で、株式会社名豊に対応いただいております。よろしくお願ひいたします。

【株式会社 名豊】 株式会社名豊の糸魚川と言います。よろしくお願ひいたします。

【株式会社 名豊】 同じく株式会社名豊の倉島と申します。よろしくお願ひいたします。

【子ども家庭部長】 以上のメンバーで進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様につきましては、本日、私を含めて10名ご出席いただいております。これは国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、会議は委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができないとなっておりますが、以上のとおり本日は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、次第の4番の今年度の諮問内容について、事務局よりご説明をお願ひいたします。

【事務局】 すみません、今委員の皆様には諮問書の写しをお渡しさせていただいております。先ほど市長からも説明させていただきました。今年度は3件について、子ども総合計画審議会に諮問をさせていただきます。

1点目が、第二期国立市子ども・子育て支援事業計画の策定について、2点目が、国立市新放課後子ども総合プランの策定について、3点目が、第三次国立市子ども総合計画の中間評価についてとさせていただきます。

まず、1つ目の第二期国立市子ども・子育て支援事業計画の策定について、諮問理由を説明させていただきます。子ども・子育て支援事業計画、この後、支援事業計画と略させていただきます、こちらは、国が示す基本指針に則して、5年を1期として定めているものでございます。国立市におきましては、平成27年度から31年度（令和元年度）までを計画期間とする第一期支援事業計画を策定しています。第一期支援事業計画が本年度終期となることから、令和2年度を始期とする第二期の支援事業計画を策定する必要があるため、審議会に諮問をさせていただくものでございます。

2点目、国立市新放課後子ども総合プランの策定についての諮問理由を説明いたします。支援事業計画の13事業の一つでございます放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業については、国の放課後子ども総合プランに基づき、支援事業計画の行動計画として、国立市放課後子ども総合プランを策定しております。本プランについても、今年度、令和元年度で終期となりますことから、新たに令和2年度を始期とする国立市新放課後子ども総合プランを策定する必要があるため、審議会に諮問をさせていただきます。

3点目、第三次国立市子ども総合計画の中間評価についての諮問理由をご説明いたします。平成27年度末に作成した第三次国立市子ども総合計画は、上位計画である国立市総合基本計画との施策の連動性等を考慮し、平成28年度から平成35年度（令和5年度）までの8年間を計画期間としております。平成31年度（令和元年度）に中間評価を行うこととしていることから、審議会に諮問させていただくものでございます。

諮問理由につきましては以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。今回はその3つの計画の策定と中間見直しをしていくということになります。計画をつくりますと、その計画に記載された内容に基づいて、今後5年間の国立市の子ども施策の方向性、あるいは具体化策が決まっていくということになりますので、どういう内容にするかということが大変問われてくるということになります。

それでは、今日は8時45分ぐらいをめどに進めさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、次第5番の子ども・子育て支援事業計画の概要についてということで、資料が1番、2番とありますけれども、No.1の方から、事務局よりまずご説明をいただければと思います。

【施策推進担当課長】 支援事業計画の策定に当たってということで、概要説明をこちらからさせていただきますたいと思います。今、会長からもお話がありました資料No.1をお手元に出していただけますでしょうか。先ほど事務局のほうから諮問理由をご説明させていただきましたとおりになりますが、計画策定の背景と目的としましては、5年を1期としてこの支援事業計画を立てなさいということになっております。

真ん中ぐらいのところ、この新制度では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。簡単に申しますと、保育園の質をしっかりと保ちながら、保育園を希望する、また幼稚園を希望する人たちに質の高い教育・保育を提供しつつ、その場所をしっかりと確保していきなさいよということと、保育園や幼稚園という教育・保育だけではなくて、地域においてさまざまな子育て支援というのがあっても、それについてもしっかりと数の確保をしていきなさいよということになります。

子ども・子育て関連3法の一つの子ども・子育て支援法で、地方公共団体の義務として、5年を1期として支援事業計画を策定することになっております。平成27年3月に現在の支援事業計画を策定しております、今年度いっぱい5年が終了します。ですので、来年度、令和2年度からの新しい5年の支援事業計画を策定することとなっております。

背景と目的の最後の欄のところ、国立市として、子ども総合計画という上位の計画になりますが、平成15年に初めてつくりましたけれども、これらや、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、複数の保育園を新設して、また新たに定員を増やすとか、認証を認可にするとか、さまざまな形で待機児童の解消を図ってきておりますが、共働き家庭やひとり親家庭等の増加が著しかったり、保育園の新設そのものが潜在的な需要を喚起している、そういった要因にもなっており、完全に待機児童の解消には至ってございません。そういったことから新しいこの支援事業計画に基づいて、保育の量的拡大と質の確保に総合的に取り組んで、より一層の待機児童解消を図っていきたいと考えております。

これについて国からの発出が昨年中にあるという話だったんですが、幼児教育・保育の無償化の新しい方向性だとか、さまざまな幼児虐待の課題についての法律がここで計画されているとか、そういった事情もありまして、6月を目途に新しい指針が出ると今のところ言われております。国にも確認しましたけれども、6月と考えていますが、今段階ではちょっと提示するものがございませんみたい

な、そういう状況ではございますけれども、追ってその国からの指針が提出されましたら、次回の委員会、または次々回になるかもしれませんが、皆様にもご提供させていただきたいと考えてございます。

1 ページおめくりください。繰り返しになりますので割愛させていただきますが、ここで子ども・子育て支援新制度の概要として、制度の目的、また子ども・子育て関連3法について、制度の主な内容について列記させていただきましたので、またご確認いただければと思います。

3 ページ目、(4) 給付・支援事業についてとありますが、これが子ども・子育て支援事業計画で何を定めるのかということをも端的に表現させていただいているところでございます。新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業、この2つに大別されます。子ども・子育て支援給付というのは、先ほど簡単に申し上げましたが、1番、子どものための教育・保育給付。施設型給付、これは認定こども園や幼稚園、また認可保育所。もう一つ地域型保育給付、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育を指します。それと、子どものための現金給付としての児童手当、これが子ども・子育て支援給付に当たります。

もう一つ、地域子ども・子育て支援事業というのは、1から13番までである、いわゆる13事業と呼ばれるものですが、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施をすることになっております。利用者支援事業であったり地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査。申しわけございません、これは誤字があります。乳児家庭の「家庭」が経過の「過程」になっていきますけど、これはおうちとかの家庭です。申しわけございません。乳児家庭全戸訪問事業とか、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、そういった13事業がこの対象になってございます。

もう一ページおめくりいただきたいと思っております。今回の計画策定をするに当たっての経過としてまとめているものですが、実は、この今日ご提出させていただいたものが、このまま支援事業計画としてまとめられたときに原稿になるように、少しまとめさせていただいております。でするのでこの中には、ニーズ調査を実施したこと、ニーズ調査の後に小学生、中学生及び高校生を対象に調査を行ったこと、それと審議会で意見交換をさせていただいたこと、それと、今後考えていきますパブリックコメント募集についても、原稿の形として載せさせていただいております。

4番、計画の対象としては、「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの者とさせていただきます。また、本計画の主たる対象として、子どもと保護者（子育て家庭）を指してございます。

続いて、計画の位置づけになりますけれども、計画を立てるときには必ずこの位置づけを図示させていただいておりますが、子ども総合計画を策定したときの図表と基本的には変わりませんが、子ども・子育て支援事業計画は第一期から第二期に継承されますよというのと、あとは今年度4月1日に新しく国立市として、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」というのを施行させていただいておりますので、そちらを加えさせていただくことになるかと思っております。また、この1年の間に新たに国が示すものとかがあった場合には、ここの部分は若干の変更をさせていただくことになるかと思っております。

続きまして、最後の6ページになりますけれども、計画の期間としては、先ほどもご説明をさせていただいたとおりになります。市の基本計画、基本構想とか、子ども総合計画との関係性を図示させていただいております。第二期の子ども・子育て支援事業計画としては、令和2年度から令和6年

度までの5年間で、計画期間として策定されるものでございます。

7番、この後ヒアリングシートに基づいて意見交換させていただき、ご質問等いただくところについてですけれども、今回その第二期の支援事業計画を策定するに当たっては、第一期計画の評価を行わせていただいて、そこから国立の課題を抽出するものいたします。

評価においては、皆さんに今日お配りしております担当課進捗管理と、このたび席上にお配りさせていただいております、このニーズ調査の主に自由記述の欄とかから利用者の声を拾わせていただいて、その双方の視点に基づいて整理をするとともに、審議会の皆様からのご意見をいただいて、それを踏まえて評価を行い、その評価に基づいて第二期計画の方向性を明確にしていくというふうに考えてございます。

すみません、駆け足でご説明させていただきましたけれども、子ども・子育て支援事業計画の第二期の作成に当たっての概要について出させていただきました。

【会長】 今のご説明について何かご質問とかございますか。

それでは、今回はこの後の各課ヒアリング結果についての議論が中心になってくると思います。それで、今ご説明いただきましたように、審議すべき事項は沢山あるんですけれども、保育所、幼稚園、こども園の施設給付の部分の話はまた後日ということになると思います。それで、今回は地域子ども子育て支援事業のうち、6つの事業にちょっと焦点を当てて、いろいろご意見、ご質問などをいただきたいと思っております。

6番目の次第に移りたいと思いますが、子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果についての審議ということで、これは全部で6つでしたっけ。

【事務局】 はい。6種類用意してあります。

【会長】 6つですね。そうしましたら、1つずつ概要をご説明いただきまして、1個ずつご意見やご質問をいただくという形で進めさせていただければと思います。それでは事務局よりご説明お願いします。

【事務局】 本日は6種類のヒアリングシートをご用意いたしました。こちらを今回6種類とさせていただいておりますのは、全部で13プラス保育用の部分があるんですけれども、量が多うございますので、今回につきましては、子ども家庭支援センター所管の事業、児童・青少年係所管の事業、あとは児童館の所管の事業に集中させていただいて、6種類をお渡しさせていただいてもらっているところでございます。

まず一番最初に、(2)地域子育て支援拠点事業という名称のシートがあるかと思います。まずこちらのシートの見方なんですけれども、表面の上段、本市における事業名、事業の概要、確保方策の考え方につきましては、現在の国立市子ども・子育て支援事業計画の中に記載させてもらっている内容を、そのまま記載してございます。こちらが計画策定時点において、こういう量の見込みを立てていくということを示したものを書いてあるところでございます。

その下、4年間(平成27年～31年)の経過(推移)と実施内容というところは、各担当部署にペーパーベースで、この4年間においてどういう経過をたどったかということについて記載もらっている項目でございます。地域子育て支援拠点事業に関しましては、子ども家庭支援センター内の子育てひろば及び市の学童保育所で実施しておりますカンガルーひろばの実施内容について、詳細をこちらに記載してございます。

また、平成30年度に谷保地域において、地域子育て支援拠点事業「つちのこひろば」を開所いた

しましたので、つちのこひろばの実施状況についてもあわせて記載してございます。

裏面に行っていただくと、ヒアリング内容という項目がございます。こちらにつきましては、このシートをもとに各担当の係と口頭でヒアリングを行って、その結果を簡易的にまとめております。ここには国立市の現状について数的に、今回は実施回数とか参加者についてまとめているほか、現状事務局で考える課題についてを上げてございます。

一番下には次年度に向けての方向性として、今後の事業の展開についてを簡単にまとめさせていただいております。

まず、地域子育て支援拠点事業については以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。前回のニーズ調査に基づいて、このぐらい確保していこうという話が、表面の②確保提供量ですね。

【事務局】 さようでございます。

【会長】 それで、今回は少量のみならず、内容についても議論していただければと思うんですが、その確保量に対して実際はどんな感じで推移してきたかというか、特にそんなに増やしていく必要性はないという形で、5年前のニーズ調査では出てきたという感じでしょうかね。

【事務局】 はい。

【会長】 ありがとうございます。今、ご説明いただきましたように、子家センの中のひろばと、あとはカンガルーひろば、これは何カ所かで行われていますが、週1回ということ。新たに平成30年度から谷保地域に、つちのこひろばという新しい地域子育て支援事業を開設してスタートしているということになります。それで、裏面の続きのところは、つちのこひろばの取り組みみたいな活動ですね。

【事務局】 そうですね。上の段に記載してあるのはつちのこひろばの実施内容について、そのまま引き続き書いてあるところになります。

【会長】 それで、新しいつちのこひろばというのは、どういう特色を持って取り組まれているのかという説明がちょっとなされています。保護者同士が相互に交流できる、授乳・おむつ交換、あとは少し曜日別に幾つかテーマを掲げて取り組みをしているということになりますね。

それでヒアリング結果という部分、ここもまた大変重要なところですがけれども、参加者数や実施回数の推移が示されていて、あと幾つか課題が載っています。認知度が低い可能性があるとか、あとは、カンガルーひろばのほうは週1の実施なので、ちょっと限定的で、そこが拠点として機能しているのかどうかとか、あるいは支援拠点事業（全体）に関してですがけれども、ちょっと今回のニーズ調査で新たに出てきた結果が下のほうに出ています。「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」という回答が結構多く出てまして、64.4%。ですからおそらく1回利用してみて、あっ、もっと次回も利用したいなとか、もう少したくさん利用したいなと思わなかった人が64.4%を占めている、そういう状況になっているということでもあります。

ということで、もうどういう観点からでも結構ですし、ちょっと吹き出しでいろいろ書かれていますけれども、そこと重なっても全く問題ございませんので、ご意見、或いはご質問等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

【事務局】 すみません、こちらのシートに一部訂正がございます。表面の下です。4年間の経過と実施内容のところの一番上に、子ども家庭支援センター内子育てひろばの項目があるかと思うんですがけれども、実施日時は月曜日から土曜日まででございますので、木曜日となっているところは誤り

でございます。大変失礼いたしました。

【会長】 そうしますと、土曜日が午後1時ということになるんですか。

【子ども家庭支援センター所長】 いえ、木曜日が。

【会長】 木曜日が午後1時。わかりました。

まず、通称ひろば事業と呼ばれる事業で、かなり在宅で子育てを営んでいる、そういう親子にとっての、結構地域の居場所機能となっている事業ということになります。どんなご意見、ご質問でも構いません。どうぞ。前田委員。

【委員】 前田と申します。私自身国立市で子どもを2人育てていて、3人目が生まれたばかりでもあるんですけども、子ども家庭支援センターにも何回か行ったことはあるんですが、やっぱり場所があまりよくないというか、国立市からすると真ん中ではあるけれども、交通の便があまりよくはない、一応バスは出ているけれどもという感じで、下のほうに、「国立駅前はどうなっているか？」という吹き出しがあるとおり、国立駅の周辺に子どもを連れて集まれる場所とか、ちょっと遊ばせられる場所とかあるとすごくいいなというのは、前々から思っていて、なかなか実現が難しい問題のかなとは思いますが、今、市役所のほうで出張所というか、住民票を出せたりするじゃないですか、あそこに絵本コーナーみたいなのがちょこっとあるんですけど、あれをもうちょっと子どもが過ごせるようなスペースにするとかだけでも、何か違うのかなという気持ちはあります。

【会長】 今、私も国立の駅前を通ってきましたら、何か三角屋根がちょっと見えて、でき上がりつつあると感じたんですが、そのあたりの進行状況とか、あともう一つは市役所の中ということですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 高架下のあそこの。

【委員】 高架下の。スペースで言ったら多分この半分ぐらいのところがちょっと絵本が置いてあって、椅子が置いてあって、ご自由に。多分住民票を発行している間に、ここで待てる待ちスペースみたいなところなんですけど、そこにちょっとでもキッズスペースみたいなのがあったり、飲み物とサンドイッチぐらい持って食べられるスペースがあると、国立でママさんたちが集まるとか、ちょっと顔を合わせられる機会をつくれるんじゃないかなと。ほんとうはもっと広い場所が欲しいんですけど、現実的に国立駅で何とかというと、すごくお金がかかるでしょうし、難しいのかなというのもあるんです。

あとは、その三角屋根の中がこれからどうなるのか。観光案内みたいなのをメインにするみたいなのは聞いていたんですけど、子連れの人に向けて何かできることがないのかなというのは、ちょっとお伺いしたいというか、希望というか。

【会長】 そうですよ。進捗状況というか、どういう感じに今なっているんですか、お願いします。

【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センターの関根です。座ったままで失礼します。

まず駅前の複合施設の計画の件ですけども、主管のほうに聞いてきておまして、ご報告させていただきますが、旧駅舎が、実際にあそこに復活というか、復元されることが正式に決まって以降、あそこは駅舎を中心に一体的に市で、複合施設というものを考えたほうがいいのかという意見が大分出てきたんです。

というのは、実はその前の複合施設というのは、駅を正面にすると左側の駐輪場があるあたりに、

市の複合施設を建てるという計画だったんですけども、駅舎が現実に復旧することになったので、そこを取り巻くような感じの複合施設の意見が出てきたというところで、そうすると、市とJRさんと土地のやりとりの協議が必要だということになりまして、それは今かなり進んでいるということがありまして、複合施設は今のところ止まっている。

ただ、平成27年度につくられた基本計画自体は残っていると主管の方は申し出ておまして、計画自体はあるんですけど、またその土地の利用のあり方についての協議がJRさんと進んでいないというところで、計画自体がちょっと前に進まない状況があるということをお伝えしてくださいと聞いてきましたので、今ご報告いたします。

そこが現実に進みますと、実際進んだらどうかはわからなかったんですが、一応その当時は平成31年度に複合施設が駅前にできて、そこにひろばがつくられるという計画ではあったんですけど、ちょっとそれが今進んでいないところです。

もう一点、駅前の市民プラザのところにつきましては、あそこに集会室があるんですけど、委員さんがおっしゃったように、やはりあの辺のニーズがあるということはわかっているので、常時ということではないんですが、あまり大きい子たちが過ごすにはスペースも狭いものですから、ねんねとかよちよち歩きの本当に小さいお子さんたちをお持ちのお母さん方対象に、子育てプチひろばというのを、昨年度の途中から試験的に3回やりました。

今年度につきましては、ちょっとほかの事業もある関係で、なかなか回数が大幅には増やせないんですけど、2カ月に一遍はプチひろばはやっていくことになっておまして、昨年もそうですけど、今年度ももう既にやっていますが、場所が狭いのでそんなに大勢は来られないんですけども、非常に喜んでいただいているという実績はあります。

ただ、駅前プラザ全体のところは私どもが主管しているものではないので、ちょっと私たちだけではなかなか進められない部分はあるかと思えますけれども、現状ではそういった状況で、駅前プラザを利用させていただいております。

【会長】 子育てってあつという間に過ぎていったりもしますので、やっぱりそのもともとの計画を待っていてなかなか進まないようであれば、それにかわるようなものをちょっと暫定的にでも開設いただいて、期待している子どもや保護者の要望に沿うような形にさせていただくといいのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。あとは何か認知度の問題もあるのかなというところと、リピーターが少ないという問題があるような感じがするんですが、その辺はいかがでしょう。

【副会長】 先生、これは50ページ、51ページがその結果ですよ。

【会長】 そうですね。

【副会長】 50ページが。この結果ですよ。

【施策推進担当課長】 そうです。ここに書いている「64.4%を占めている」云々というのはここの結果のことを指しています。

【副会長】 利用していない人が71.5%で、その利用していない理由は何か聞いていましたか。この一覧は、利用していないが利用したいと考えている人が26.2%ですけども。

【施策推進担当課長】 一定数はあるわけですけども、全体感の中で言うと非常に少ない、むしろほとんどの人が利用していないし、今後も利用しないと答えていることになるんですが、ただ、ちょっとこちらのシートのほうでまた、記述はできていなかったんですが、後半、このニーズ調査の報

告書の中に、自由記述が189ページ以降あるんですけども、これはちょっと細かくもうほとんど全ての回答について入れていて、テーマごとに整理をさせていただいているんですが、子育て支援の拠点について、先ほど前田委員さんからもありましたけど、駅前がないよとか、気軽に相談できる場所が子ども家庭支援センターだけじゃなくて欲しいよという声は、やはりニーズ調査の中でも自由記述としてはあるんです。

ところが、そのアンケートの数字で言うと少ないことを考えたときに、これはおそらく保育園に預けている保護者の方はお仕事に行かれていますので、子育て拠点に行く必要がないですし、行ける状況がないので、今後も使わないよという回答になっているのかなということが推測されます。だとすると、今子育て支援拠点事業が、おおむね平日プラス土曜日とかという設定になっているのが、日曜日であったり、土日を中心にした時期設定とかになると、またちょっと回答も変わってくるのかなというのはいちよっと思像することができます。

それと、確保提供量の部分で、4年前につくっている確保提供量でいくと、非常にもう十分に利用する人数が、ここで言うところで3,500とか前後かと思うんですが、それに対して確保提供量が1万7,000とかになっていて、十分に足りているだろうと、数字上はなってしまうんですが、これはあくまでも、この段階での子ども家庭支援センターの中の子育てひろばだったり、週に1回実施している学童保育所を使っているカンガルーひろばの合計の数字なので、大分エリアが偏った形になるわけです。

先ほど前田委員さんからも、国立市の真ん中かもしれないけれども、ちょっと通にくい場所でもありました。国立では、中でも本数の多いバス通りのバス停の目の前にある施設なので、本当は市内では使いやすいような環境にあると思うんですが、現実子育てをしている方の実感としては、先ほどの答えが多分あるんだということです。

そういった意味でも、数だけでは見られない、この確保提供量のことだけではあわせない、エリア的な偏りとかということが課題になってくるのかなとは感じています。

【会長】 国立市の場合は、保育、教育、給付に関してはエリアを設けずにやっているわけですけども、ひろばというのは子どもを抱っこしたり、一緒に行くわけですので、やっぱりある程度地域を探して、歩いて行けるとか、無理なく行けるといいう箇所には質の高いひろばがあると、ニーズはもっとどんどん出てくる可能性があるということかなと思います。

あと、ひろばの紹介って、ここはあまり出ていないですか。カレンダーには出ていない。

【事務局】 カレンダーには出ていないですね。ただ、今一番新しいサポートを撮影中ですね。そちらの中には30年度に開設したつちのこひろばも含めて、各ひろば事業については出してもらって、周知させてもらっております。

【委員】 すみません、今、清水さんがおっしゃっていたように、保育園に行っている人は行く必要なかったり、土日に行っていたとしても、土日は両親がそろっていたら、どこかに遊びに行こうとか、なかなか子ども家庭支援センターに行こうかとなるかと言われると、一部なのかなという気はするので、これを回数を増やしたとか、周知徹底したとか、情報を皆さんにとただけで利用者が増えるかという、ちょっと難しいのかという気はするんですけど、国立市ですごくいいなと思っていたのは、月齢会、この196ページに、各子育てひろば等について回答があったので、そのアンケートを見ていて思ったんですけど、月齢会を5カ月のときに市のほうで開催してくれて、同じ月齢の子たちの親とつなげてくれるというのはすごくよくて、そうすると、そのグループで月に1回ぐらいは

集まりましようとかと、比較的親同士では勝手にやっているんです。

だから、何も行くところがない人が、ちょっと不安で家庭支援センターに行って、誰かと話そうとか友達をつくらうというよりも、比較的もうでき上がっている輪で動いているところが国立はあるのかなという気はするので、そういう人たちが場所をとりやすいというか、集まれる場所を提供することが結構大事なんじゃないかなと。公民館の一室でもいいし、集会所の一室でもいいんですけど。

ただ書いてあるとおりに、なかなか場所とりが難しくて、何曜日の午前中をとりたいと思っても、それこそ公民館とか市役所に行かなきゃいけないとか、集会所に行って予約をとってと、ちょっと作業が面倒くさい、大変なところはあるので、そっちを改善していったほうが助かるのかと。親同士がつながって集まる機会が増えて、情報交換ができて、孤独感がなくなるという意味では、そっちのほうから攻めていくのも一つなのかなという気が、今話を伺ってしまいました。

【子ども家庭支援センター所長】 今お話がありました、月齢グループと言うんですけれども、子ども家庭支援センターの職員が、母子保健の乳児健診の。

【委員】 3・4カ月健診。

【子ども家庭支援センター所長】 そうですね。3・4のときに保健センターで健診に集まってきたお母さんたち向けに、意図的にグループづくりをお勧めする。同じ月齢のお子さんをお持ちのお母さん方で、これから先ちょっとの間は一緒に子育てを支え合ってやりましようよといった意味で、意図的にこちらがグループをしていく。だから毎月グループができてくるわけです。

グループはできても、活動先がなきゃ困るねというところがありますので、市の公共施設を減免で利用できるような、一応子ども家庭支援センターがかかわっているグループだよという事で、こちらは支援させていただいて、市の集会施設の集会所なんかを使いやすいようにということはあるんですけども、その集会所自体がやっぱりいろんな団体がもう常に使うところですので、必ずしも思いどおりには使えないというところは確かにあるんだなと思いますし、大分老朽化が進んでいるもので、しょっちゅうどこかの施設は改修工事をしていたりだとか、そういうこともあります。

ただそのあたりは引き続き支援をしていただくということで、私たちが直接関わってはいないんですけども、地域の中でお互いに支え合いながら子育てをするという仕組みづくりについては、子ども家庭支援センターが従来やっていて、これは実は他市ではあまりやっていないことで、他市の方にお話しすると、国立はよくそれをやれる、国立はちっちゃいからできるのかなというところはあるんですけども、そのような評価をいただいているようなところでございます。

【会長】 そういった部分で、知る人ぞ知るみたいな感じになっちゃうともったいないと思いますので、ぜひそういうプラス面をもっと伸ばしていけるようお願いしたいと思います。

あとは、やっぱりひろばでの生活の場に密着した相談の大切さなんていうものもあると思うんですが、吉田委員なんかは、例えば保育所の中での子どもの保育だけではなくて、保護者に丁寧に相談に乗っていくようなことの大切さなんかも実感されていると思うんですが、何かひろばに期待することとかございますか。

【委員】 保育園によっては園児の保護者だけでなく、一般的に園内を開放してやっているところもあります。ちょっと今人数が足りないのでやっていないんですが、基本的には保護者の方の相談に乗ったりとか、あとは何かあったときはお電話でも大丈夫ですよというお話をさせていただいたりしていますね。

【会長】 なので、おそらくひろばに来られた方に向かい合って、「暑い中よく来ましたね」なん

というふう話し合いながら、いろいろ関係をつくり出して。やっぱりそこにいる人ってすごく大事だと思うんです。

そうしましたら、ちょっと時間が、1つだけやっても、まだほかに5つありますので、ちょっとまた後でご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、2つ目のほうに行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】 (5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業のシートをごらんください。こちらと同じように、上の3項目、確保方策の考え方(現計画)というところまでは、支援事業計画の55ページの上段のほうに記載してある情報です。そのままここにも合わせて記載しているところがございます。これをもとに4年の実績というところを下のほうに、ペーパーベースで書いていただいたものを記してございます。

まず、虐待相談対応状況というものについては別紙としておりまして、別紙はこちらのシートにホチキスどめで裏面に、虐待相談対応状況の数的なデータを載せてございますので、あわせて参考にさせていただければと思います。

そのほかこちらの実施内容については、子どもを守る地域ネットワーク強化事業というテーマを中心に、27年度以降において、国立市ですと、要保護児童対策連絡協議会の実務者会議……。

【子ども家庭支援センター所長】 すみません、計画のところ、要保護児童対策地域協議会というのは、児童福祉法の25条以降に、地方自治体が設置しなさいと明記されているものを、国立の中では子ども家庭支援ネットワーク連絡会、ここに書いていないんですけども、そういう呼び方をしているんです。その中で、私たちはとにかくその要保護児童を早く発見しなきゃいけないということと、発見したら早く支援しなきゃいけないというところがありますので、そのネットワークの強化にこの4年間は力を入れてきたところであります。

平成27年度には、コミュニティソーシャルワーカー、CSWと通称呼んでいますけれども、社会福祉協議会の中にケースワークという考え方が入ってきたというところで、そうすると、私たち市役所の職員なんかよりもっと密接に、地域の方々といろんな地域の課題や何かのやりとりをということがありますので、ぜひ仲間に入っていただきたいということで、実務者会議に入っていたということと、あとは、国立市には「神の国寮」という児童養護施設があるんですけど、ここにショートステイ事業を市は委託しています。利用している事情の中には、育児疲れですとか、子どもと一緒にいること自体、もう辛くてたまらないんだという訴えから、ショートステイを利用するような方々もいらっしゃるの、私たちとの連携は、ただお泊まりだけの関係ではなくて、宿泊をする中で、その子育ての大変さを、子ども家庭支援センターと一緒に支援していこうという考え方もありだろうということもありまして、要対協の中に入っていたいただいた経緯がございます。

あと、新しく入っていただいたところで、教育委員会さんにつきましては、子どもがきちんと養育されていないんじゃないかと、虐待を受けているんじゃないかと、地域住民も含めていろんなところから私どもに入ってきたときに、その子が今どこに所属しているのかとか、実際学校の状態はどうかということ調査するんですけども、直接学校に聞くという方法もちろんってはいるんですが、必ずしも住所地だからといって、その学区の学校に行っているとは限らなかつたり、私立に行っている場合なんかもあり、教育委員会さんにお子さんの状況等をお聞きするということがありますので、そういった個人的な情報のやりとりをスムーズにすることと、あとは国が、居所の不明な児童について定期的に調査をするようにということで全国的にやっているものもあり、そういった調

査も教育委員会さんとの連携がなくてはできないこともありますので、要対協の中に入っていたいただいところでございます。

それと、日常的に子どもにかかわりのある保育所の先生ですとか、児童館の指導員さんですとか、そういった方々にも、私たちと同じ目線でお子さんの見守りですとかご家庭の支援をしていただきたいというところで、ここに記しているような研修の機会を設けさせていただいているということになります。

オンブズマンにつきましても、子どもオンブズマンという制度がその中にありまして、そこで同じ国立のお子さんにかかわることで連携できるものはおのずと出てきますので、立場的には、市役所にあまり寄り過ぎてはいけないという立場もあるみたいなので、一応オブザーバーという形でかかわっていただいているということで、オンブズマンの子ども相談員の方と一緒にかかわっているケースも、実際にここで何件か生まれてきております。そんなところでございます。

【会長】 ありがとうございます。そうしましたら、今、養育支援訪問事業と、あとは、ちょっと対象が似ているのでショートステイ事業のところも一緒にご説明いただきましたので、両方やっていきたいと思えます。

【事務局】 すみません、裏面にヒアリングの内容もありますので、こちらでも簡単にご説明させていただきます。

【会長】 では、お願いします。

【事務局】 タイトルにあります養育支援訪問事業について、こちらの定義をまず上に述べさせてもらっております。養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うといった事業になってございます。国立市としましては、専門的相談支援と育児・家事援助といった2種類の支援を行ってございます。こちらの詳細はここに記載しているとおりでございます。

課題としましては下のところにポイントで3つほど示させてもらっております。複雑な事情のある家庭がいらっしゃる。その場合、育児・家事援助に協力で入っていただくのが、いわゆる市民で登録いただいているサポーターの方になるんです。その方が、直接その家に訪問するには極めてリスクが高いということが、一つ課題に上がってございます。また、その対象となるご家庭が、サポートを受けることについて拒絶をするケースもあるといったことも、支援がなかなか滞ってしまうことでの課題として上がってございます。また、対象となっている家庭に対する育児・家事援助については、利用が極めて少ないということをごに挙げさせてもらっております。

下には、その事業の実施件数について、専門相談支援と育児・家事援助についてはそれぞれ記載してございますが、見てわかるとおり、29年度と30年度については、育児・家事援助がそれぞれゼロ件といった結果になってございます。このあたりが具体的な課題として上げられることになるかと思っております。次年度についての方向性としてしましては、資料の下に記載しているとおりで、連携の体制のとり方とか、ここに書いてあるとおり展開していくことを予定しておりますが、今言ったその養育支援訪問事業といった点には、今お伝えさせてもらったような課題があるということについてご意見をいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ショートステイもまとめていきますか。

【事務局】 では、ショートステイ事業もまとめて説明させていただきます。

【子ども家庭支援センター所長】 先ほど申し上げましたように、国立市の場合は、児童養護施設

「神の国寮」に委託をしておりますが、ショートステイの実施場所としては、ここからほどなくあるアパートの一室を借り上げて、そこで、いわゆる施設ではなくて、家庭的な雰囲気の中でお子さんをお預かりするという形で実施しております。

トワイライトが別なところと一緒になっているんですけども、ちょっとショートステイ事業につきましては、実績は次のページにあるんですね。いいですね。

この4年間の中での変化としては、それまでは子ども家庭支援センターとショートステイおひさまと、窓口を双方持っていたんですけども、どっちにしたらよいか、市民も迷っていたりですとか、どちらでどのタイミングでどれだけ受けているのかということも、タイムラグが出ていたりということもありましたので、市民にもわかりやすいように窓口も一本化して、そういった周知をしたことと、対象年齢を、それまで小学校6年生までだったんですけども、中学3年生までに拡充したことと、あとは利用時間を、10時に入って10時には出てくださいたいな10時からの10時までのお泊まり、ショートだったんですけども、今のところ、極端に変な時間に入って変な時間に出るということはないんですが、要は入ってから24時間までが1泊の利用だよということで、その辺は時間を大分融通したということ、ある程度幅を自由に持たせたというところの改善をしております。

【事務局】 裏面のヒアリング結果についてあわせて説明いたします。表面に、確保提供量の計画が書いてあるかと思うんですけども、計画策定時においては利用者推計を確保できる100で補い切れると書いてあるんですが、裏面に同じような表が載っているかと思います。29年度については、確保提供量の100をオーバーする形で利用者があったということがここでわかるかと思います。

ショートステイ事業は、今、関根のほうからも説明がありましたが、児童養護施設内での短期入所生活事業になっているんですけども、こちらに、いわゆる同じ施設について日帰り入所できるトワイライト事業というものを、同じ事業者があわせて実施しているという現状でございます。なんですけど、いわゆる児童養護施設、この子どもたちが入れる施設といったところを、トワイライトとショートステイそれぞれ合わせて実施するに当たって、部屋を新たにどこか箱で設けたということではなくて、確保提供量としては100のまま変わらずに両事業を実施している状態になってございまして、それで利用者が人数として増加したりしながら、この利用状況については少し煩雑化していたり、キャパシティーオーバーするような現状が、少し課題として上がっているところでございます。

課題は下のほうにも記載しておりますが、28年度以降、利用者が増加しているということが上がっています。ここにもトワイライトステイ事業との同時実施により、定員超過傾向にあると記載してございます。

また、これによってスタッフの対応についても煩雑化している。日帰りの方がいる。一方で泊まりの方がいる。そういった方々に対してそれぞれのオペレーションをすることが非常に煩雑化しているといったことが、委託業者のほうから上がっていることが、課題として上がっているところでございます。

ショートステイについての説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それではちょっと2つまとめて説明をしていただきましたけれども、先ほどの最初のほうの養育支援訪問事業の2枚目を見ていただきますと、やっぱり国立市でも虐待相談対応件数がだんだんじわじわと上がってきて、30年度に一気に200件を超えた、そういう状況になってきたということになります。ですからこういう虐待相談対応件数なんかが増えていく中で、先ほどご説明がありましたように、特に要保護児童といいますか、養育困難家庭を対象にした

事業ということで、今2つまとめてご報告いただきました。

養育支援訪問事業、そういう養育支援を特に求めているご家庭に対して、27年度から体制を少し強化してきた、関係機関を増やしてきたという話がありました。またショートステイ事業についても、神の国寮という児童養護施設が国立市内にありますので、そこと連携しながら、ショートステイとかトワイライトステイを利用しているというお話がありました。

それではまた、ちょっとご意見、ご質問の時間に入りたいと思いますが、どんな点でも結構ですがいかがでしょうか。

【委員】 すみません、虐待相談対応状況というのは、何をもってこの件数なのか。相談が来た件数ということですか。

【子ども家庭支援センター所長】 子ども家庭支援センターに相談があった場合に、それが虐待かどうかというところで、その内容によって受理会議というのをするんです。私どもは子育てに関するさまざまな相談をお受けしているので、だから入った相談が全て虐待とは限らないわけです。それが保護者から来る場合もあるし、親族から来る場合もあるし、お子さんが所属している学校とか保育園から来る場合もあり、いろんなものが入ってくるんですけど、入った時点で、まずこの相談の主訴としてはどういうものかということで、審議をする、受理会議というものをやりまして、そこでこれは虐待の可能性があるねとなりますと、対応しなきゃいけないので、例えば子どもの現認をしなきゃいけなかったり、そのご家庭の情報について調査をしなきゃいけなかったり、あとはそのご家庭とかお子さんにかかわっている関係機関、先ほどの教育委員会さんの話も出ましたけど、いろんなところからいろんな情報を集めまして、総合的にそこを判断するということです。

親御さんにお会いするようなこともして、実際にその子どもに、例えばこういう傷があるんだけど、これはどうしてできたものなのかということをお話しさせていただいて、そうすると、これこれかくかくしかじかで、こういったところでちょっと手が出てしまったんだという話になったり、そういう一連の流れがあるんですけども、その流れの中で、これは虐待の件数だねということ。

先ほどの中で、そういう調査をして、お子さんに直接会ったりもするんですけども、その流れの中で、実際には虐待でなかったというケースももちろんあるんです。ただ、対応としては、まずは虐待の疑いありで対応していますので、相談件数としてはそういったものも含めた上での数字になるということです。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 そうしますと、子ども家庭支援センターに寄せられたもので、例えば東京都の児童相談所なんかに通告されたものはここには含まれていない。

【子ども家庭支援センター所長】 はい、そうです。それも含めて。

【会長】 含めてですか。

【子ども家庭支援センター所長】 というのは、児相ではあっても国立市民のことでありますので。結局児相さんに入ってくると、児相さんは私たちに調査を依頼してくるんです。児相って実は地域の情報を全然持っていないんです。地域の情報を一番持っているのは私たちなので、私たちが地域のいろんなところから集めた情報を児相さんに上げて、児相さんは児相さんでも対応するんですけども、必要があれば、やっぱり子家センも訪問を一緒に行ってくださいだったり、あとは内容によっては、これから、特にこの10月以降そうなるっていく流れにはなるんですけど、そもそも児相が扱うレベルの案件じゃなくて、地域で寄り添いながら地域でサポートしていってくださいということで、もう子

家センのケースになってくる、そういった形もありますので、児相に入ってきた案件であっても家センとしては、相談対応件数として入れさせていただいております。

【会長】　　なので、一応国立市内の相談を受けた件数がしっかりと把握というか、判明されているということになりますね。

いかがでしょうか。

【委員】　　ショートステイのことで質問なんです。

【会長】　　ショートステイのこと。お願いします。

【委員】　　母子一体型ショートステイについてですが、これはどういったもの。

【子ども家庭支援センター所長】　　そんなに多いわけじゃないんですけども、先ほどちょっと例で挙げました、子どもと一緒にいるのがつらいと訴える相談が入ってきて、このまま子どもと一緒にだと、もしかすると、極端な話、首を絞めてしまうとか、実際そういう話があるんですよ。そこまで至っていないんですけども、そういう話をするお母さんがいて、じゃ、ショートステイにお子さんを預けて、お母さん、少し子どもと離れる時間をつくったらどうですかと。一緒にはいたくないという気持ちはあるんだけど、いざその段階になると、離れたくないと言い出すんです。だからといっておうちに一緒にとなると、そういう心配がこちらとしてはあるじゃないですか。なので、2人が支援者がいるところで夜を過ごせるような場所があればなということなんです。

あと、今ちょっと発達障害的なお子さんが非常に多くなってきている中で、お母さんもその対応ですごく苦慮されているから、お子さんとお母さんをいつときでもいいからちょっと離しませんかということでショートステイをお勧めして、子どもに、ショートステイに泊まりに行こうねと促すんですけど、ある程度大きくなっちゃうと、やっぱり自分の意思が結構強いものですから、もうかなり抵抗して、こんなところには泊まりたくないという感じになっちゃうんです。だから親は少しでも離れたいけど、子どもは離れたくないと言うんです。だからそういったことをカバーできるものが、現状のショートステイでは対応できないので、そこにかわるものということですかね。

ちょっと今、まだ具体的ではないんですけども、全てのお子さんということではないんですが、特に生まれたばかりの赤ちゃんを抱えて大変なところに関しては、助産院さんと連携をとって、助産師さんのところでこのお泊まりのサービスをやっているところもあるので、そういったところだと親子で一緒に過ごせることもあるので、そのようなことも検討はしているんですが、まだちょっと具体的には進んでいません。その辺のニーズについてです。

【委員】　　これは利用者さんからそういうニーズがあるということですか。

【子ども家庭支援センター所長】　　利用者というか、実際にショートステイを勧めたけど、結果利用に至らなかったケースが何件かあって、そのときに、こういう対応ができるサービスがあればよかったかなということを支援者側で感じているところです。利用者もそうであれば利用できたのかなというところではあります。

【会長】　　ありがとうございます。今のところと関連して、ちょっと中学生の利用が、せっかく中学生まで延長したのにかなり少ない状況ということですけども、このあたりの理由なんかはわかってきているんですか。

【子ども家庭支援センター所長】　　一応中学3年までとはしていますけれども、こちらが想定していたのは、中学1年になりたてぐらいのところを結構……。特に女の子が中学1年生になりたてというのは、もうつい最近まで小学校6年生なわけですね。女の子が仮に1人でおうちに残るようなこと、

これは非常に危ないというのがあって、実は父子家庭で、父親がちょっと警察に捕まってしまうということがありましたものですから、子どもだけになってしまうという事態があったんです。

その子は中学生だったんです。そのころは、要綱上、まだ6年生までだったんですけれども、緊急やむを得ないということで中学生をお預かりしたという例があったので、それが1つと、あとは兄弟の場合です。小学生のお子さんと中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんがセットの場合に、小学生のお子さんは預かるけど、中学生はだめだよといって、家に親はいない。親としては、ぐあいが悪くて入院するんだけど、子どもだけ家に残しておくのが心配だから、兄弟セットで預けたいというニーズもあるんです。

なのでそういったことも過去にあったものですから、どうせいろいろ変えるのであれば、そのあたりも、今までは仕方ない、特別な配慮ということでやっていたんですけれども、今度そういうことがあったときには、もう全然問題ない、どうぞ、どうぞという形にしようということで、対象枠を広げたということで、たまたま今ちょっと出ていないだけであって、過去にはそういうことで特別な配慮をして、中学生をお預かりしたということがございます。

【会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。養育支援訪問事業の1枚目あたりで、オンブズマンですとか、あるいは小中学生向けの相談カードを配布したりなんていう取り組みもされているわけですが、目黒区とか千葉の野田市で起きた事件なんかを見ると、思い切って、特に千葉のほうは子どもがSOSを出したわけですね。それで、その子ども本人がSOSを発して、その行為をしっかりと受けとめていくということも、虐待対応には極めて重要だと思うんですけれども、このあたりの効果みたいなことは何か出てきているんでしょうか。

【子ども家庭支援センター所長】 カードは、当時の公立の小中学校に所属しているお子さん全員に配られました。問い合わせ件数はほんとうに数件でありましたけれども、そこで配った当初何件か入ってきたと。ただ、言ってしまうと、そこまで虐待性のある話ではなかったんですけれども、何件か反応があったということと、あとは配ってから半年ぐらいたってから1件相談が入ってきた。それはご本人というよりは友達のことという相談だったんですけれども、少なからず手元に持っていた子がいるんだ、ほかにも多分いるかもしれないというところでは期待があるということで。

ただこれも毎年毎年ということではないのと、あとは、お母さん方はおわかりかもしれないけど、学校って結構いろんなカードがしょっちゅう配られてくるんですよ。だからそういったところに紛れ込んでしまっているかなということもあるので、またどこかで子どもが見るかということと、あとは直接配るだけではなくて、保健室の入り口付近だとか、何か子どもたちがふと近くに寄ったときに、さっととれるところに常時設置するような。全児童に配布はしたんですけれども、じゃ、今学校にあるかいうと、学校に備えていない状況なので、ちょっとそれはしなきゃいけないなと思っるところです。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 すみません、学校の配布物はすごく多くて、低学年は帰ってきてお母さんに渡して、お母さんはぱっと捨てて終わっていると思うので。すみません。なので、自分でこれはとっておこうと思うのは高学年からなのかなと。低学年は親御さんに向けてプリントがあるといいのかなという気はするんですけど、こういうのってすごく難しい問題だなと思って、こちらが虐待かどうか判断するのも難しいし、アプローチしても、それを拒絶する親御さんも多分いらっしゃるでしょうし、この養育

支援が必要というので、例えば手を上げたくないけど上げちゃったとか、あとは自分の体調がすごく悪くて、子育てがなかなか回っていないとか、それで洗濯ができていない、同じものを毎日着ているとかというのであれば、こちらが手を貸せば、ありがとうございます、来てもらってお洗濯してくれるだけでも助かりますという人もいれば、そうじゃない人もいると思うので、その見きわめをしっかりとするというのと、やっぱり虐待だったり、親御さんにアプローチしてもどうしようもなさそうだなと思ったら、とにかく早く引き離すというのを徹底するしかないのかなと感じました。すみません、意見です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【副会長】 1点だけ質問いいですか。

【会長】 お願いします。

【副会長】 前、たしか国立市はスクールソーシャルワーカーが配置されていたと思うんですが、今はもういらっしゃらないんですか。

【子ども家庭支援センター所長】 いらっしゃいます。

【副会長】 じゃ、教育委員会と学校とは、そこと調整しているという感じですか。

【子育て支援課長】 はい。子ども家庭支援センターと連携しながら。

【副会長】 連携しながら進めているということですか。

【子育て支援課長】 はい。

【副会長】 ちょっと虐待の相談対応はどういう経路で具体的にあるのかなということが気になったので。

【子ども家庭支援センター所長】 学校さんとはスクールソーシャルワーカーを介さずに、今もう直に、瞬時に連携がとれるような関係になっていますので。

【副会長】 よかったです。

【子ども家庭支援センター所長】 それは緊急性がある場合ですけれども、あとはそうでない場合についても、まだ虐待とか問題にはなっていないんですけども、ちょっと心配なお子さんとかご家庭については、年に2回、子ども家庭支援センターの職員が、全ての認可保育園と全ての小中学校に出向いて、そこで日ごろの情報は瞬時にいただけるような関係性はつくっております。必要に応じてそこにスクールソーシャルワーカーさんが絡んで、家庭訪問や何かを協力していただいているということです。

【会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっとばたばたするような感じで申しわけないんですけども、ちょっと時間の関係で、さらにその次のところのご説明をいただきまして、それでまた戻ってご質問いただいても構いませんので。

それでは、次はファミ・サポになります。事務局よりご説明をお願いいたします。

【子ども家庭支援センター所長】 ファミリー・サポート・センター、国のほうでは子育て援助活動支援事業という呼び方をしているんですけども、ファミリー・サポート・センターであります。乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けるといことです。要は保護者のいないところの子ども預かりになります。人材研修を実施して、支援会員という形で登録した方が、その希望する方のところに行って、お子さんの預かりですとか、習い

事の送迎といったことの支援をさせていただいているものになります。

それで、課題としてずっと上がっているのは、支援をしてくださる会員さんを集めるのに非常に苦労しているというところがあるんですけども、少しずつ会員は増えています。ただ、それ以上に利用会員さんというか、利用ニーズのほう結構増えておまして、下の4年間の経過のところの表で、28年度から29年度のときは活動件数がかなり急に増えまして、なかなか支援会員を探すのが大変な上、1人の支援会員さんが幾つかかけ持ちということがあるのと、あとは支援会員さん自身も、登録上は169名とか183名とかいらっしやるんですけど、全ての支援会員さんが全てのニーズに応えられる状態ではないので、皆さんそれぞれもうほかに、場合によってはお仕事をもちながら支援会員をやっている方もいらっしやるし、ご家庭のいろんな事情があつて、活動できる時間帯ですとか曜日だとかもう制限がある方なんかもいらっしやいますし、あとは地域的な問題です。幾ら狭いといつても、国立の端から端まで移動しなきゃいけないとなると、そこにやっぱり難しさがあつたりですとか、さまざまな事情で、支援会員の数自体が、実際活動できるか。

参考までに平成30年度に183名、支援会員さんがいらっしやいますけど、実際に1年間のうち1回でも活動された方というのは73名でした。あとは利用会員さんが980名いらっしやいますけど、実際に利用された方は139名になります。ただ利用会員さんの場合はほんとうに、多い場合は週に5日ぐらい利用されている方もいらっしやいますのでさまざまです。

それと利用会員さんにつきましては、子どもが10歳までは登録がそのまま継続されますし、上の子が10歳を超えても、下にまだ5歳とか6歳がいれば、そのまま登録が継続ということで、そのあたりはいつでも利用しやすいように、すぐに更新ということがないような状況になっております。

【事務局】 そのまま継続して説明させていただきます。ちょっと表面の確保提供量の件について、加えてお伝えしたいことがあるんですけども、こちらの利用者推計として、大体八十数名という数字を記させてもらっているのは、おそらくいわゆる利用されている人数のことを指しているんだと思うんです。

この確保提供量について、当時の算出式をどう当て込んだかということまで、具体的に今ここでわかっていないので恐縮なんですけれども、25年度実績が2,114だったということで、いわゆる支援会員さんが出動された件数か時間かで、2,114という実績をそのままベースに31年度まで、確保提供量という形で示していて、その結果、確保提供量が利用者推計を満たしているという形でここでは示しているんですが、おそらくこれは対比する数字そのものの見方を少し考え直さなければ、本質的な利用ニーズとか固定給料の部分というところを示した計画にはならないんじゃないかというところが、そもそもの前提的な課題としてあるところがございます。

裏面に移らせていただきます。裏面はヒアリング内容です。関根のほうからも伝えさせていただきましたが、実利用者数と実支援者数というのをここに示してございます。利用者数が29年度で言いますと123人、支援者数が67人だった。30年度だと139人の利用、73人が支援という形です。大体支援者数が半数ぐらいのところという現状でございます。

活動件数については、先ほども関根のほうからありましたが、29年度、1,000件ほど増加している。延べ時間も合わせて1,000時間ほど増加しているという現状でございます。こちらについて、いわゆる短時間利用といったニーズが高まっていることがヒアリングの中でわかっています。習い事の送迎のためだけにちょっと1時間とか、ファミリー・サポートを利用されたいといった保護者が増加しているということで、例えば1週間のうち5日という形で契約されている方がいれば、当

然件数も5件、時間も5時間増えるといった形で、ここの1,000時間及び1,000件の増加が考えられるんじゃないかというヒアリングの結果になってございます。

その上で課題としましては、利用者と支援者のマッチングには、やっぱり時間を要するといったところが課題としてございます。利用ニーズがここで増加している傾向もある中で、支援者をどういふふうに見つけてマッチングするのかというところが極めて時間を要すると。

また、利用までの手続に時間を要するといったことがございます。こちらについては下に参考として、ニーズ調査の自由記述内容の抜粋も幾つか設けてございます。こちらはちなみに、報告書の中では195ページ以降に、ファミ・サポに関する自由記述が記載されておりますので、合わせてご覧ください。ここでは料金が高いとか、やることが事前に多くてなかなか進まないといった声も実際にいただいております。ただ、事業の性質上、対面で支援者と利用者が面談をして展開しなければならないといった実情もありますので、ここは少し大きな課題として上がるころだという話でございます。

あと、利用料金が低いといった意見があります。類似事業についてもここで表で表記しておりますので、こちらをあわせて見ていただければと思うんですけども、ファミリー・サポート・センター事業と類似している事業と比較したときには、ファミリー・サポート・センター事業がほかより安価になっているところではあるんですけども、市民意見としては、利用料金が低いといった意見が上がっているといったところが課題として上げられます。

すみません、長くなりましたがヒアリングの内容について以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。いろいろと手続面の煩雑さみたいな部分もあって、それがいろいろ課題として示されたりしているわけですけども、それではこのファミリー・サポート・センター事業について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 すみません、質問なんですけど、この料金というのは、預けるとかお願いする人が払う金額ということですよ。

【子ども家庭支援センター所長】 そうです。

【委員】 この金額をそのまま支援者がもらうということですか。

【子ども家庭支援センター所長】 そうです。

【委員】 補助とか何も出ないんですよ。わかりました。そこはそうですよね。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 ここに補助をつけるということは無理なんですか。

【子ども家庭支援センター所長】 この時間5,186に対して、どれだけの補助をつけるかというところになりますね。

【委員】 多分1時間当たり200円でも市から補助が出れば、親の負担が。どっちにつけるかによるんですけど、支援員さんにつけるのであれば、親が800円払って、市が200円出してくれれば、1,000円の時給なんですよ。逆に、支援員さんの時給は変えないで800円のままにして、200円の補助を出したら、親の負担が200円減るんですよ。どっちかでもすると、利用者が増える気がするんですけど、お金がかなり要りますよね。

【会長】 100万ですか、200円だとすると。

【事務局】 ざっと5,186時間を200円の補助を出した場合においてかかる予算としては、103万7,200円であるという計算になってございます。

【子育て支援課長】 これを多いと見るか、少ないと見るかというところなのかなと思うんですけ

れども、現実と言うと全部が　　ですよ。

【会長】　　ほかの自治体なんかと比較するとどういふ感じですか。

【事務局】　　ほかの自治体……。

【子ども家庭支援センター所長】　　具体的には、800円の自治体と700円の自治体が多いんですかね。ほんとうに近隣で見たところですけども。

【子育て支援課長】　　国立市は高い。

【子ども家庭支援センター所長】　　すみません、これはさかのぼって始まったときにどうだったのかを見たら、始まったとき、なぜか820円でスタートしているみたいなので、そこはわからないんですけども。

【子育て支援課長】　　最低賃金とか多分そういったところから来ているのかなと。

【子ども家庭支援センター所長】　　多分そこからの計算だというものもあるし、そもそも市が支援会員に補助をするわけではないので、多分最賃の考え方で820円という数字が出ていたのではないかと推測はされるんですけども。

【委員】　　多分頼むほうとしては子どもの送迎とかがメインであれば、600円ぐらいだったら頼みやすいというのが絶対あると思うんですけど、もらうほうとしては1,000円ぐらい欲しいという気持ちではあると思うので。

【子ども家庭支援センター所長】　　そうですね。

【委員】　　その溝をうまく市のほうで。

【子ども家庭支援センター所長】　　安く利用して高くお支払いするという仕組みにしないとということがあるんですかね。

【委員】　　できれば浸透するのかなという気がします。

【会長】　　そのあたりを少し改善することが、支援会員を増やすことにつながるか、利用会員を増やすことにつながるか。ただ一方で、助け合いという意味合いも含めた事業ということになりますので、そのあたりがすごく難しいところなんですよね。

【委員】　　難しいのは承知で。ありがとうございます。

【会長】　　でも貴重なご意見ですので、そういう一つの改善方策ということで、少しご検討いただく必要があるかもしれません。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。吹き出しが幾つかできているので、そのあたりも少し。いろいろ類似事業として、NPOさんですか、あるいはシルバー人材センターなんかがありますけれども、このあたりは例えば、ファミサポの利用というところでなかなか支援会員の調整がつかないとか、いろいろな事情が起きたときに、こういった類似事業を少しご紹介するとかいった形で対応するなんていうことはあるんでしょうか。

【子ども家庭支援センター所長】　　実際、そんなに数は多くないんですが、どうしてもあまり日がないところで、結構ニーズの量の大変なのが入ってきたりする場合に、お応えできないようなこともありますよということ。もちろん誠意を持ってマッチングを試みるんですけども、例えば週5日、この時間に送り迎えしてもらいたいといっても、週5日は無理で、週3日だったら見つかったんだけど、残り2日はどうしても見つからないということもあります。そういったときに、じゃ、残りの2日の部分をほかのサービスで補ってくださいと。

もともと最初から依頼を受けた段階で、誠意を持って探しますけれども、100%市民が受けるも

のなので、受けられる支援会員が必ずいるとは限らない、他のサービスなんかも並行して、ちょっとお声かけはしておいてくださいねというご案内はするんですが、そういったときに、市内であればこういうところですよ。あとは市外であっても、国立市民の受け入れをしてくれるようなところについてもリストがありますので、そういった情報はお渡ししているところです。

あとは、サービスの内容もちょっとあるんですけども、ファミリー・サポート・センター事業というのは、家事はしないんです。お料理をつくったりとかしないんです。何か利用者の方には、それをやってもらえるものだと思っている方がいらっしゃるんで、子どもがいない時間の預かりなので、夕食やおやつが必要な場合には、保護者にあらかじめ用意しておいてもらったり、例えばおうちで預かっている場合だったら、冷凍食品をチンしてでもいいからこれを食べさせてくださいとか、そういったことはするんですけども、ファミリー・サポートはあくまで子どもの預かりなので、具体的には、調理をして食事をつくったり、お掃除をしてとか、洗濯をやったりだとかはしないんですけど、そういうニーズでしたらば、他のところだったらやっていただけますよというご案内でご紹介することはあります。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】 課題で利用までの手続に時間を要するというのは仕方ないことかなと思います。私たち保育と同じで、命を預かる仕事になるので、そこを簡単にしてしまって事故があったり何かというのはやっぱりお互いいいことではないので、これは仕方ないことだと思うので、そのまま内容を継続していただく必要あるかなと思います。マッチングでもやっぱり、合う、合わないもあると思いますし、その利用者さんの言うように丸々というわけにも絶対いかないし、子育て世代でサポートして下さっている方もいるので、それも仕方ないかなと。保護者の方もやっぱりそこは寄り添って利用していただかないといけないこともたくさんあるから、任せっきりというのはというのはちょっといけないのかなと思うので、仕方ないかなと思っはいます。

【会長】 ありがとうございます。

そうしますと、今子家センでやっているんでしたっけ。

【子ども家庭支援センター所長】 そうですね。

【会長】 それで子ども家庭支援センターの中に入る。それで今吉田委員がおっしゃったように、やっぱり確実にこういった手続を踏むことで、今まで安全にやってこられた。ただ一方で、そういった実績を踏まえて、少しさらに発展させていくために、委託なんていうことも、一つの選択肢としてあるんじゃないかとは思うんですけども、この辺は社協、あるいはNPOとか、そういった部分に関して、今後検討していくのかどうかという部分に関してはいかがでしょうか。

【子ども家庭支援センター所長】 全く考えていなかったわけではないですけども、ある程度心当たりのあった、日ごろおつき合いのあるような市内の団体さんで、お願いできないかなと思っ描いていたところはあるんですけど、そういった団体さんは事業を縮小し出したり、そんなことで、ちょっともう新規で受けられるような体制じゃないなという状況が見えたり、あとは先ほどお話しした駅前の複合施設の子育てひろば、あそこは実はこの後また話があるんですけども、多分私たちが直営でなくて、もう民間委託になるだろうという想定だったんですけど、その際に、一部保育もやっていただくという流れの中で、駅前なので、非常にそういった意味では、都心とかで働いているお母さんたちもやっぱり寄りやすい場所でもあるし、もしうまくいけば、そのファミリー・サポート・センター事業もという構想は何となくあったんですけども、すみません、今ストップしているので、

そういったものを受けられる、大きな、ある程度力のある法人なり団体が見つければ、安心して受け渡すことができるんですけど、先ほど吉田委員にも言っていただきましたように、市民が子どもを預かってという、ある意味リスクの高い事業ではあるので、なかなか地域の小さな力のない団体ですと、安易にお任せというわけにもいかないの、検討はしてはいるんですけども、すぐにということではないです。

また加えて、矢川に複合施設が34年でしたっけ、できる流れなんかは、一つのきっかけになるのかなとは思ってはいるんですけども、ただまだ具体的ではありません。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間の関係で、また次の観察も含まれていますけれども、一時預かり事業と、あとは最後が学童保育所になりますので、そうしましたらこれを2つまとめてご説明いただいて、両方含めて少し議論できればと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 じゃ、まず一時預かり事業についての説明を申し上げます。

【子ども家庭支援センター所長】 一時預かり事業につきましては、国立市におきましては、現在、認可保育園2園で実施しております。1つは、きたひだまり保育園。高架下ですか、中央線の下、北地区になるんですけども、そこにある国立保育会さんが運営している保育園になりますが、そこで1園と、あとは国立のあゆみ保育園です。これは谷保のエリアになりますけど、2園で実施しております。

このきたひだまり保育園さんにつきましては、8月に、同じく北地域の都営住宅の脇のほうにできる予定の国立ひまわり保育園というところに移管する予定になっておりますが、引き続き2園の体制ということになります。

その流れでファミ・サポで、トワイライトステイは先ほどショートステイの中で、日帰りが始まっているところなので、一時預かりに入っていますけれども、ちょっとそれはショートステイの流れで、泊まりだけじゃなくて日帰りもできたよというところになっているところがございます。

確保方策の考え方のところでは、1施設増やすという考え方であったんですけど、なかなか既存の保育園では、もう既に今お子さんを預かっているところだけではもうスペース的にも精いっぱいということと、あとはこのほかに幾つか新しい保育園はできてはいるんですけども、それほど大きな保育園ではないので、もう園庭すらもないような保育園もありますので、そんなところで一時保育をさらにというのは難しさがあったということを知っております。そんなところがございます。

【事務局】 一時預かりのヒアリングの話に移らせていただきます。まず一時預かり事業の預かり保育以外と、この項目はしてございますが、先ほどのファミリー・サポート・センター事業と別項目が個別に用意されているところも、この中に含まれているような書き方になってございます。こちらは支援事業計画策定に当たって、国のほうから一時預かり事業の預かり保育以外の件については、これらに該当する事業をまとめて記載せよという指示のもとで、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライト事業、あとは一時保育事業というものをまとめて記載していますので、そちらについてはご了承いただければと思います。

裏面に、いわゆる国立市の現状等について記載をしております。トワイライトステイについて、国立市が28年より開始いたしましたので、そちらの数字等を記載して、利用者推計に対して確保提供量の実績をこの裏面の表には記載してありますが、いずれもまだ利用者推計の数字よりは提供量がマイナスになっている現状にあるといったところが、こちらの事業に関する課題としては上げられ

るかと思えます。

簡単ですが、一時預かり事業については説明は以上でございます。

続きまして、学童保育所の説明に移らせていただきます。

【中央児童館長】 それでは、学童保育所について説明させていただきます。基本的には放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）という形になっておりますけれども、国立市では学童保育所という呼び方で実施しております。概要としましては、書いてあるとおりなんですけど、わかりやすく言えば、小学校のお子さんが放課後、おうちに帰っても保護者の方がいらっしゃらないということで、そちらの方が登所してきてお預かりし、保育をしているという施設になります。

確保方策の考え方に移りますけれども、行動計画の中で、今まで1年生から3年生までだったんですけれども、4年生から6年生の高学年の保育を実施するという形の整備、あとは同じ係でやっています放課後子ども教室、国立市ではほうかごキッズと呼ばれてはいますが、そちらと一体的に運営をするという形になります。ほうかごキッズのほうは、放課後の時間帯、子どもたちが自由に遊べるひろばという形でやっているところなんですけれども、学童のほうは、おうちに保護者がいない、決まった子が登所してくるという形で、同じ放課後の児童の健全育成という形で一体的に、どう考えていこうかと検討を進めているところであります。

現状ですと、学童の指導員、あとはほうかごキッズ担当のコーディネーターさん、そして館長なども入りまして、事務局を中心として、委員会として検討を進めているところになっております。

4年間の経過なんですけれども、平成27年度時点では7カ所という形になります。わかりやすく言いますと、中央学童保育所、五小担当、矢川学童保育所、六小担当、西学童保育所、二小と四小担当という形になってはいますが、その3カ所に関しましては児童館併設という形で、学童保育所はちょっと学校から離れた児童館の2階部分にありまして実施をしています。そのほか、本町学童保育所、一小に関しましては、学校の敷地のちょっと外なんですけれども、その隣接地に学童保育所があるという形になっています。その他東学童保育所、三小担当、北学童保育所、四小担当、南学童保育所、七小担当の学童保育所に関しましては、学校の敷地内に学童が建ってまして、そちらで学童の保育を実施しているという形になっておりました。

総合プランに基づきまして、高学年の実施ということで検討していった結果、28年度は学校の教室をお借りして、4年生から6年生の保育を実施するという方針となりました。本町学童保育所、一小に関してなんですけれども、学校内で教室をお借りすることが大変難しいということになりまして、隣接地の脇に新しい棟をつくって増設して対応するという形になりまして、29年度、設計して、建築を行いました。

その後、学校との協議も進みまして、平成30年度、学校敷地内及び隣接地に所在する4学童保育所（本町・東・北・南学童）において、高学年の受け入れを開始しました。先ほども申しましたように、基本的には高学年に関しましては学校内の教室をお借りして実施しております。

今年度に関しましては、児童館に併設しています中央・矢川・西学童保育所に関しまして、高学年の受け入れを開始しました。児童館併設なので、1年生から3年生まではこれまでどおり児童館内の学童保育所で、4年生から6年生に関しましては各学校内で保育を実施するという形で行っております。

矢川児童館に関しましては、建てかえに伴い、矢川プラスに移行するんですけれども、矢川学童に関しましては、それまでの検討の結果、学校内で行うという形になっておりますので、先立ちまして

今年度から、六小内に移行するという形になっておりましたけれども、ちょっと現在、六小の改修工事が行われている関係で、今年度の夏休み明けに移行するという計画を進めているところであります。

【事務局】 続きまして、ヒアリングの内容もあわせて説明をいたします。裏面をご覧ください。今、佐々木のほうからもお伝えさせていただきましたとおり、国立市では29年度と30年度の2カ年をかけて、高学年の受け入れを整備し、開始したところでございます。高学年は学校教室をお借りする形で実施していると。

利用者推計については、先ほどの表面のこのぐらいのニーズがあるといったところの数字をそのまま載せているんですけれども、下にある確保提供量については、高学年の受け入れに伴って、学校教室を借りるといふふうに整備したので、その学校教室の面積分、受け入れの人数が当然拡大いたしました。そちらの数字をここに載せてございます。こちらで見てわかるかと思うんですけれども、31年度時点で利用ニーズを確保提供量が上回るという形で、一応箱としてはいわゆるニーズ量を確保できる状況になります。

また参考に、5月1日時点でのそれぞれの入所児童数もここに記載しております。31年度については高学年を全学校で受け入れを開始したところで、今769名が利用しております。定員が905名ですので、一応定員内におさまっているといった形になってございます。

課題です。下に記載しているとおりでありますが、保育士の需要が増加していることで、指導員の確保が極めて難航しているといったところがございます。学校と既存施設の2カ所の体制で保育をしなければならない現状ですので、それぞれには、当然指導員ですとか保育資格を持った方々がつかなければならないといった現状のため、保育資格を持っている方々を配置しなければならないんですけれども、こういった難航するところが一つ課題に上がってございます。

また、配慮の必要となる児童が増加傾向にあるといったところをヒアリングの回答の中では受けております。また、先ほどもお伝えしましたとおり、高学年受け入れに伴って、実施箇所がそれぞれの学童で2カ所体制になりました。そこに関する事務の繁雑さとか、オペレーションの煩雑さといったところが一つ課題に上がってございます。

また、保育の質に対する向上を求むという市民の声がございまして。こちらにも下に参考として、ニーズ調査の自由記述意見を付してございます。こちらはページで211ページ以降に、学童保育所に関する意見が記載されていますので、合わせてご覧いただければと思います。こちらでは、いわゆる習い事といったことを求める声の一部の市民の方から上がっているんですけれども、習い事を学童保育で実施するのは、もともと我々のほうで実施する学童保育の性質と少し異なるので、その具体化は少し難しいところになるかと思うんですけれども、声としてそのほか、保育の関係での質を求める意見があったので、こちらにも課題として加えてございます。

また、あとは現状、学童保育所については、要件を満たす方全員入所としているんですけれども、こちらの要件の緩和を求める声が保護者等から上がっているところでございます。

また、延長保育を求めるといった意見も、それぞれの利用者の中から上がっているところでございますので、課題として一緒に付してございます。

ヒアリングの内容としては以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。それでは、2つの事業をちょっとまとめてご報告いただきましたが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 学童保育のほうで、放課後児童クラブの表側のページの確保提供量の項目、すみません、

私あまり読み取れなくて、ここがマイナスになっているのはどういうことなのでしょう。確保提供量というところで、利用者から確保提供量を引くとマイナスになっているところ、どういう数字ですか。

【事務局】 こちらの表面につきまして説明いたします。利用者のニーズとしては、高学年利用を求められてこれだけあったんですが、この計画策定当時において、その高学年を受け入れる先といった方針まで、まだ確定的なものが示せていなかったために、この現状において確保できる485という定員の部分を、31年度まで据え置いた形で付してございました。その結果、この計画策定時点においては利用ニーズを確保できる量を満たしていないといったことを示しているところでございます。

【委員】 すみません、私はわからなくて申しわけありません。

【事務局】 とんでもないです。わかりにくい書き方で大変申しわけございません。

【委員】 いえいえ、ありがとうございます。それと合わせてというか、まさに私も学童をめちゃめちゃ利用しているので、国立市ではないんですけども、高学年の利用がここを見ますと、6年生も利用できるというのは結構珍しいんじゃないですか。どうでしょう。それで、すごくいいなと思ったんですけど、結局高学年になると、結構勉強を見てくれという希望が出てくるんじゃないかと思うんです。内容面です。遊んでいるだけでは、何かやっぱり足りなくなってくる年ごろだと思うんですけど、学習サポートみたいなものもやっているんですか。ほうかごキッズと合同でというお話があったと思うんですけど。

【中央児童館長】 今のところ学習のサポートまではやっていないです。学童の保育の性質として、今放課後を過ごす生活の場所という形で捉えさせていただいて、自分たちのやりたいことをどこまで保障できるかというところを念頭に置いてやっているんですけども、高学年の保育においては去年から始めたので、これからまた検討は進めていかなきゃいけない。

これまでの1年生から3年生までの保育と、4年生から6年生までの保育は、やっぱりまた体つきも精神面も全くがらっと変わってくるので、どうやっていこうかというところは検討しているさなかなんですけども、まず第一としては、午前中、学校で忙しくしている中で、低学年の3年生からももう大きい面はそうなんですけれども、本当に4年生から6年生になると習い事も多くなってきて、かなり子どもたち自身が忙しいところもあります。

なので、学童ではちょっとほっとして、自分たちがやりたいこと、ほっとできるような遊びを中心として、できるところを保障してあげたいというのが、こちらの指導員の思いとしてあります。

【委員】 せっかくなので、結構指導員の確保が難しいんじゃないかと思うんです。うちの市でもやっぱり指導員が足りないという話もしょっちゅう聞くので、人数を受け入れるのはいいんですけど、箱の問題も大分解消しているようですが、指導員がしっかりいないとやっぱり難しいと思うんです。その辺はどのように努めていらっしゃいますか。

【中央児童館長】 そうですね。やっぱりここ近年、国立としては前年度、今年度、4年生から6年生の保育を開始して、指導員の数もかなり増やさなきゃいけなかったもので、かなり難航という問題は実際あったんですけども、媒体をかなりいろんなところを使いまして、市報、ベースとしてハローワーク、他に求人サイトとかも使わせていただいて確保を図ったところではありますので、基本的に人数的には指導員の数は確保していて、欠員は出てない形にはなっております。

【委員】 必要な分は確保できたということなんですね。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。今、佐藤委員がおっしゃったように、やっぱり高学年までの利

用になりますと、どういう利用の仕方が望ましいのかということは違ってくると思いますので、指導員の方がその子どもたちの話とか意見とか考えなんかを聞きながら、放課後という時間をどんなふうにご過ごしていきたいのということを、子どもたちといろいろ話し合っつけて作り出していけるといいのかなということ、今話を聞いていて思いました。

他にいかがでしょうか。

【委員】 すみません、高学年利用になったのはいいことだと思うんですけど、他のママさんたちの話を聞いていると、3年生まででは不安が残る。4年生から家に帰らなさいというのはちょっと心配だ。でも5、6年になったら別に学童はいいかなと。とにかく4年生までオーケーにしてほしかったという声が目立ったので、だから5、6年までどうぞと広げておいて、来る者拒まずでいいと思うんですけど、でも別にそこからは、5、6年になったら利用者が少なくなったからどうしようというのは考えなくていいのかなと。

勉強面にしても、もう5、6年になったら塾に行かせるから学童は行かないとか、やっぱり放課後の習い事が忙しいから学童に行かないという人が結構多いと思うので、そこに関しては学童で勉強を見る必要もないかなと思うし、今のスタンスのままでいいんじゃないかなと感じました。

【中央児童館長】 ありがとうございます。やはり4年生から6年生の受け入れ開始、そこが利用者の方にとっては安心材料になると思うんですけど、学童として我々の職務の一つ、大事なところは、やはりその先を見据えて、放課後、自分たちで過ごす力も、1年生のもう入所当初から繰り返し、保護者の方には懇談会とかで説明はさせていただいているんですけども、段階を踏んで、友達を見つけて公園で遊んだり、自分の家で過ごしたり、留守番もできるようになったりという、家庭と一緒にその力も育てていくところが学童保育所の役目の一つだなとも思っていますので、そちらは高学年を受け入れた先でも逐一伝えていきたいなとは思っています。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 それでは少し予定していた時間を超過してしまいまして、またいろいろご意見がございましたら、国立市の方にメール等でお伝えいただいて、少し今日お伝えできなかった、あるいはお話しできなかったご意見等寄せいただければと思います。ちょっと時間の関係で済みませんが、次に行きたいと思います。

7番ですけれども、国立市の子ども総合計画審議会は、今年度は計画策定ということで、少し回数が多くなりますけれども、そのスケジュール説明について事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。資料No.3をご覧ください。今しがたまでご議論いただいたヒアリングシートについて、今日まだ質問とか意見とか、出切っていない部分もあるかと思っておりますので、先ほど会長もおっしゃっていただきましたが、事務局のほうに連絡をいただければと思います。期限等ではないんですけども、ある程度目安みたいなものを、予め私どもから皆様にはご一報させていただきますので、そのタイミングまでにもし意見等いただければ、それに対する回答等を、また次の段階のときにお示しできるような展開といたしたいと考えております。

スケジュールなんですけれども、第2回につきましては、皆様に既にご予定を調整させてもらっております。6月26日の水曜日に実施させていただく予定でございます。こちらの内容については、本日、13事業の中で説明できていない部分に対する各課のここまでの経過の概要について説明及び、またヒアリング結果について説明をさせていただきます。同じようにヒアリングシートを事前に送付

させていただきます。そこでまたこの場において、皆様のほうから意見を頂戴させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて第3回、先の予定までお伝えさせていただきます。第3回については、7月30日の火曜日を予定してございます。こちらは、本日ご議論いただいたヒアリングシートの内容について、また再報告できる機会とさせていただければと思っております。こちらに間に合うように、本日以降委員の皆様、ヒアリングシート等、今日の報告内容を踏まえて、新たな意見ですとか質疑等をいただければ、ここの再報告の時点で皆様に報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、第4回については8月27日の火曜日になります。こちらの内容としては、調査結果ニーズ量の算出に関する説明といったことから、国立市のニーズ量及び課題と各課分析内容との整合性というものを確認する機会としたいと考えてございます。また、子ども・子育て支援事業計画と新・放課後子ども総合プランに関する骨子についても、このタイミングで皆様にお示しできればと考えております。

続きまして、第5回については10月31日の木曜日を予定してございます。こちらは子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プランの素案についてお示しできる機会とさせていただければと思います。また合わせてパブリックコメント等を実施に関することについて、皆様のほうから意見をいただければと思います。今年度、従前からお伝えしていたとおり、回数がかなり多く、もうこの段階から皆様の日程を押さえさせていただくことは大変恐縮でございますが、何とぞ今後ともよろしくお願いいたします。

スケジュールについては以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。いろいろご議論いただくことがたくさんありますので、資料もまた事前にお送りいただけるということで、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに何かお伝えしたい点等ございましたらいかがでしょうか。

それでは、ちょっと時間を超過して申しわけございませんが、以上をもちまして、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

— 了 —